

第4章 出張

第1節 総則

第45条 (目的)

この章は、評議員、役員、委員及び職員の出張について定める。

第2節 国内出張

第46条 (国内出張の区分)

国内出張の区分は、次のとおりとする。

- 1) 普通出張
- 2) 日帰り出張

第47条 (普通出張)

出張の目的が時間及び距離にかかわらず、宿泊(船車中泊を含む)を要する出張を普通出張とする。

第48条 (日帰り出張)

以下全ての条件を満たす出張を日帰り出張とする。

- 1) 出発の当日帰着できる出張。7時00分出発地最寄駅、22時00分帰着最寄駅を基準とする。
- 2) 片道100km以上。【出発地(自宅・事務局など)～目的地】

第49条 (出張の申請)

出張するときは、あらかじめ「出張申請書及び予定表」にそれぞれ必要事項を記入の上、事務局長および専務理事の承認を得なければならない。

第50条 (旅費の仮払)

出張者が前条の承認を得たときは、出張に要する費用の仮払を受けることができる。

第51条 (出張報告書)

出張者は出張終了後「出張報告書」を作成のうえ、原則として7日以内に専務理事宛に報告しなければならない。

第52条 (旅費の精算)

出張者は出張終了後すみやかに「出張旅費精算書」を作成し、原則として7日以内に旅費の精算をしなければならない。

- 2) 実費の支出を証明するため、前項の精算書に領収書を添付しなければならない。

第3節 海外出張

第53条 (適用)

本章は、出張者が海外出張期間中これを適用する。

- 2) 出張の期間は出張者が本国を離れる出発の日より帰国の日までとする。但し時差を考慮したうえ暦日計算とする。

第 54 条（出張の決裁）

海外出張は全て専務理事決裁とする。

第 55 条（出張の申請）

出張するときは、あらかじめ「出張申請書及び予定表」にそれぞれ必要事項を記入の上、専務理事の承認を受けなければならない。

第 56 条（旅費の仮払）

出張者が前条の承認を受けたときは、出張に要する費用の仮払を受けることが出来る。

第 57 条（保険）

出張者には出発の日を起点として、海外傷害保険を付保し、保険料は本協会がこれを負担する。但し、保険金の限度は、死亡 30,000 千円、疾病・傷害各 3,000 千円を原則とする。

- 2 出張中不慮の災害又は急病により多額の医療費を要し、前項の特約保険をもってもなお不足を生じたときは状況により専務理事の判断でその不足額を支給することが出来る。

第 58 条（出張報告書）

出張者が海外から帰国したときは、「出張報告書」を作成のうえ、原則として 7 日以内に専務理事宛に提出しなければならない。

第 59 条（旅費の精算）

出張者が海外から帰国したときは、すみやかに「出張精算書」を作成し、原則として 7 日以内に旅費の精算をしなければならない。

- 2 実費の支出を証明するため、前項の精算書に領収書を添付しなければならない。

第 60 条（突発事故による帰国）

出張者の都合により中途帰国をするときは、原則として自己負担とする。但し、やむを得ない理由がある場合は、専務理事の承認を経て、本協会が負担する。

別表

区 分		会長・副会長・専務理事	評議員・理事・監事	委員・事務職員
鉄道 経路 片道 50km 未満	鉄道	新幹線：不適用 特 急：不適用	新幹線：不適用 特 急：不適用	新幹線：不適用 特 急：不適用
	日 当	¥4,000	¥3,500	¥3,000
	宿 泊 費	¥20,000 (上限)	¥15,000 (上限)	¥15,000 (上限)
鉄道 経路 片道 50km 以上 70km 未満	鉄 道	新幹線：不適用 特 急：グリーン	新幹線：不適用 特 急：普 通	新幹線：不適用 特 急：普 通
	日 当	¥4,000	¥3,500	¥3,000
	宿 泊 費	¥20,000 (上限)	¥15,000 (上限)	¥15,000 (上限)
鉄道 経路 片道 70km 以上	鉄 道	新幹線：グリーン 特 急：グリーン	新幹線：普 通 特 急：普 通	新幹線：普 通 特 急：普 通
	日 当	¥4,000	¥3,500	¥3,000
	宿 泊 費	¥20,000 (上限)	¥15,000 (上限)	¥15,000 (上限)
航空機		ビジネス	エコノミー	エコノミー

※鉄道経路の距離は自宅最寄駅から目的地までの距離をもとに区分する。

※宿泊料は実費精算を原則とする

※宿泊料には朝食を含む(¥1,000)。素泊まりの場合には、上限金額の枠内で朝食代(¥1,000)を支給することが出来る。

※上記金額は全て税込みとする(日当を除く)。